



# ゆづぎ

発行  
白井市商工会広報・情報化委員会  
E-mail [koho-shokokai@shiroi.or.jp](mailto:koho-shokokai@shiroi.or.jp)  
URL <http://www.shiroi.or.jp>  
TEL 047(492)0721  
FAX 047(491)9884  
〒270-1422 千葉県白井市復1458番

2010年82号

## 第4回しろい桜まつりを開催しました

青年部



4月3日(土)、青年部主催による第4回「しろい桜まつり」を市役所駐車場で開催しました。

市役所周辺には桜が沢山あるため市民の皆様にお花見を楽しんでいただこうと思い今年で4年目。イベントの内容は商工会員のPRを兼ねた模擬店、女性部・一般市民によるフリーマーケット、白井太鼓倶楽部による太鼓の演奏、ひまわり連によるよさこいソーラン踊り、琴の演奏などを行い年々盛大になり出店者や来場者も増えてきています。

当日は、天気は晴れ・桜は7分咲きで、大勢の来場客で賑わいました。

## フリーマーケット開催

女年部



4月3日(土)に、第4回しろい桜まつりに於いて開催しました。出店者は25店舗となり予想以上に大勢の方が参加され桜まつりそのものも活気にあふれ、市民との交流の場として盛大に終了することが出来ました。

## 商工会総代会開催 5月27日(木) 午後2時30分

白井市文化会館中ホールにて開催いたします。総代の方、当日ご出席下さいますようお願いいたします。また正式文書及び総代会資料は改めて送りますので必ずご覧下さい。

### 広報・情報化推進委員会

#### パソコン研修開催

3月24日(水)17:30~20:30(顧客管理ソフトの基礎)、25日(木)17:30~20:30(ネットショップの活用)2コースで開催しました。

また内容等を変えながら今年度も開催いたします。参加された方々は熱心に講義を聴いていました。経営のお役にたてればありがたいと思います。

#### 白井市中学校交流野球大会開催 (第1回白井市商工会長杯争奪戦)

青少年の健全育成の一環として、市内の中学校(5校)の生徒の参加のもと、野球大会を3月6日(土)・7日(日)で行う予定でしたが7日は天候が悪く14日まで順延となり無事終了することが出来ました。優勝は七次台中学校で優勝カップと各チームから1名優秀選手賞のメダルを会長より授与致しました。優勝した七次台中は5月に開催される「鎌ヶ谷市長杯」に参加します。



## しろい七福神・菖蒲まつり開催

今年で「第6回しろい七福神・菖蒲まつり」を開催し、地域活性化のための賑わいの創出や住民との交流を図り、魅力ある街づくりに寄与したいと思えます。

また、有志によって寺前の菖蒲園も整備されており、近くで観賞できます。

イベント内容は、七福神グッズの販売・太

鼓の演奏・歌謡ショー・呈茶・餅つき・花、鉢物直売・地元農産物直売・模擬店等予定しております。

是非、お出かけ下さい。

◎日時：平成22年5月9日(日)  
午前10時~午後4時まで

◎場所：来迎寺(折立)布袋尊



## 職員異動のお知らせ

### ○新任の挨拶

**古山 洋祐**



この度、4月1日より白井市商工会でお世話になることとなりました。

これまで山武市商工会にて5年間(旧山武町で2年、山武市に合併して3年)勤務しておりました。白井市は山武市と比べると都市部の要素が強く、また私自身も土地勘がないため多少不安を感じます。しかし、少しでも会員の皆様のお役に立ちたいと思いますので、早く会員さんの顔を覚え、良好な人間関係を築けるよう努力致します。皆さまのご指導・ご鞭撻の程よろしくお祈り致します。

### ○異動のあいさつ

**経営指導員 川口 利幸**



この度、千葉県商工会連合会の人事交流計画により、4月1日付けで白井市商工会から神崎町商工会へ異動となりました。平成16年1月より白井市商工会にお世話になって以来、早いもので6年が経過しました。短い間でしたが在籍中は沢山の皆さまに

お世話になり、本当に有り難うございました。白井市商工会では、事業所PRのためのマップを2回発行できたことや、ふるさとまつりをはじめとした各種イベントの準備に走り回ったことなど、良い思い出が沢山あります。この6年間を通して、白井市の前任地である東庄町では経験できなかった様々な事業を経験

させて頂きました。商工会の環境も地域性により様々ですが、白井市で経験させて頂いた事、勉強させて頂いた事を神崎町でも活かして行きたいと思っております。会員の皆様にとっては益々厳しい経営環境となっておりますが、是非とも商工会をご活用頂き、末永い事業の繁栄を心よりお祈り申し上げます。

## 全国商工会会員福祉共済

加入タイプ	基本モデル(主契約)		付加モデル(従契約)
	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
加入年齢	満6歳～65歳 (継続加入は74歳迄)	満66歳～80歳 (継続加入は85歳迄)	満6歳～65歳 (継続加入は74歳迄)
掛金	月額2,000円	月額2,000円	月額1,000円
死亡共済金	交通事故	1,000万円	700万円
	不慮の事故	800万円	500万円
後遺障害共済金	交通事故	1,000万円～10万	700万円～7万円
	不慮の事故	800万円～8万円	500万円～5万円
ケガによる共済金額	手術共済金	手術内容に応じて 20・10・5万円	手術内容に応じて 10・5・2.5万円
	入院共済金 (1日当たり)	8,000円 (1日目～100日目)	5,000円 (3日目～100日目)
	通院共済金 (1日当たり)	3,000円 (3日目～100日目)	1,500円 (3日目～100日目)



作業中、**機械に巻き込まれてケガをした**  
車にひかれてケガをした  
煮た鍋をひっくり返して、**やけどをした**  
**犬にかまれてケガをした**  
階段から落ちて**骨折した**  
**バイクで転倒してケガをした**

※1 上記のケガには有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒は含みません。  
※2 Aタイプ・Cタイプの入院給付の場合、6歳～12歳及び66歳以上は3日目からの給付となります。  
※3 Cタイプのみでの加入はできません。

(加入できる方)商工会会員とその家族、会員の従業員とその家族、商工会、連合会の役職員とその家族

詳細は、商工会までお問い合わせ下さい。

☎047-492-0721

## 千葉労働局雇用均等室からのお知らせ

育児・介護休業法が以下のように平成22年6月30日に改正されます。

但し、一部の規定は、常時100人以下の労働者を雇用する事業主については平成24年6月30日予定

又、④のうち調停については平成22年4月1日、その他は平成21年9月30日

### ①子育て期間中の働き方の見直し

- ・3歳までの子を養育する労働者について、短時間勤務制度(1日6時間)を設けることを事業主の義務とし、労働者からの請求があったときの所定外労働の免除を制度化する。
- ・子の看護休暇制度を拡充する。(小学校就学前の子が、1人であれば年5日(現行どおり)、2人以上であれば年10日)。

## 雇用保険制度が変わりました。

平成22年4月1日から雇用保険制度が変わりました。主な改正内容は以下の通りです。

### ・非正規労働者の方の雇用保険の適用範囲の拡大

旧：6ヶ月以上の雇用見込みがあること → 新：31日以上雇用見込みがあること  
(1週間の所定労働時間が20時間以上であること) (1週間の所定労働時間が20時間以上であること)

### ・雇用保険料率の変更

事業内容	一般の事業	農林水産・清酒製造事業	建設の事業
保険料率	15.5 / 100	17.5 / 100	18.5 / 100
事業主負担分	9.5 / 1000	10.5 / 1000	11.5 / 1000
被保険者負担分	6 / 1000	7 / 1000	7 / 1000

(注)農林水産業のうち、園芸サービス・牛馬の育成・酪農・養鶏又は養豚の事業・内水面養殖の事業及びもやし製造業は、一般の事業として扱います。

・雇用保険に未加入とされた方の遡及適用期間の改善 (今後施行予定)

## INFORMATION おしらせ

### ②父親も子育てができる働き方の実現

- ・父母がともに育児休業を取得する場合、1歳2か月(現行1歳)までの間に、1年間育児休業を取得する(パパ・ママ育休プラス)。
  - ・父親が出産後8週間以内に育児休業を取得した場合、再度、育児休業を取得可能とする。
  - ・配偶者が専業主婦(夫)であれば育児休業の取得不可とすることができる制度を廃止する。
- ※これらにあわせ、育児休業給付についても所要の改正。

### ③仕事と介護の両立支援

- ・介護のための短期の休暇制度を創設する(要介護状態の対象家族が、1人であ

ば年5日、2人以上であれば年10日)。

### ④実効性の確保

- ・苦情処理、紛争解決の援助及び調停の仕組みを創設する。
- ・勧告に従わない場合の公表制度及び報告を求めた場合に報告せず、又は虚偽の報告をした者に対する過料を創設する。

問合せ先 千葉労働局雇用均等室

☎043-221-2307

## 小規模企業共済の おすすめ

経営者のための退職金制度です。掛け金は全額所得控除となり掛け金も無理のないように月1,000円～70,000円の範囲で決められます。共済の受取方法も1括・分割・併用と3種類から選べ受け取るときも税制面でも大きなメリットがあります。また、災害時や緊急時には、契約者貸付の利用が可能です。

## 平成23年度3月新規学校卒業予定者求人等説明会

新規学校卒業予定者の求人の取扱い等について説明会を開催いたしますので事業主の方々ご参加下さい。

日時：平成22年6月10日(木)

14時～16時30分

場所：船橋市民文化創造館「きららホール」

船橋市本町1-3-1フェイスビル6階

問合せ先 船橋公共職業安定所

☎047-431-8287